

件名	愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和42年法律第121号） 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）
<p>【改正の概要】</p> <p>刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴う規定整備</p> <p>第8条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する額を支給する。ただし、次に掲げる場合（規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。</p> <p>(1) <u>監獄</u>、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合</p> <p style="margin-left: 100px;">→ 刑事施設</p>	
施行日	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成17年法律第50号)の施行の日から施行する。
<p>【その他参考事項】</p> <p>地方公務員災害補償法の一部改正</p> <p>地方公務員災害補償法第28条第1号（休業補償）の規定整備 「監獄」 「刑事施設」</p>	